

# 奈良市公報

第 213 号

平成18年10月1日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目 次

### 告 示

○一般競争入札の実施	1
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始	2
○放置自転車等の保管	3
○住宅市街地総合整備事業完了報告書の公衆縦覧	3
○農業振興地域整備計画の変更案の公衆縦覧	3
○なら工藝館の閉館時間の変更等	3
○放置自転車等の保管	4
○結核指定医療機関の指定	4
○住居番号の設定	4
○住民票の職権消除	4
○地籍調査の地図及び簿冊の一般縦覧	4
○放置自転車等の保管	5
○奈良市耐震改修計画認定事務取扱要綱の一部を改正する告示	5
○参加差押通知書の公示送達	5
○開発行為に関する工事の完了	5
○放置自転車等の保管	5
○放置自転車等の処分	5
○奈良市都市経営戦略会議設置要綱の一部を改正する告示	6
○開発行為に関する工事の完了	6
○放置自転車等の保管(2件)	6
○道路の位置指定	6
○住居表示を実施すべき区域等の決定	7
○放置自転車等の保管	7
○奈良市屋外広告物条例に規定する地域等の指定の一部改正	7
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	7
○開発行為に関する工事の完了(2件)	7
○奈良市一般会計補正予算等の要領	8
○道路の位置指定	14
○放置自転車等の保管(2件)	14
○開発行為に関する工事の完了	14
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	14
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	15
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	15
○放置自転車等の保管	16

- 開発行為に関する工事の完了 ..... 16  
○一般競争入札の実施 ..... 16  
○放置自転車等の保管 ..... 17

### 公 営 企 業

- 一般競争入札の実施 ..... 17  
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定 ..... 18  
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出 ..... 18  
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定 ..... 18  
○一般競争入札の実施 ..... 18

### 消 防

- 奈良市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令 ..... 19

### 教 育 委 員 会

- 定期教育委員会の開催 ..... 20

### 選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙人名簿からの抹消 ..... 20  
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 ..... 20  
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 ..... 20  
○在外選挙人名簿からの抹消 ..... 20  
○平成19年度検察審査員候補者の予定者を選定するためのくじを行う日時等 ..... 21

### 農 業 委 員 会

- 農地部会の招集 ..... 21

### 議 会

- 議会運営委員会の委員の選任 ..... 21  
○議会常任委員会の委員の所属変更 ..... 21  
○奈良市議会だより編集委員会の委員の就任 ..... 21  
○奈良市議会情報公開審査会の委員の就任 ..... 21

## 告 示

### 奈良市告示第532号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成18年9月1日

奈良市長 藤原昭

#### 1 入札に付する事項

耐震性貯水槽40m<sup>3</sup>型設置工事(秋篠町地内)ほか20件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

<p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>(1) 平成18年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。</p> <p>(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。</p> <p>(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。 ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時 告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)</p> <p>(2) 場所 告示日から平成18年9月6日までは入札控室、同月7日以降は監理課窓口</p> <p>4 入札の場所 奈良市役所入札室</p> <p>5 入札の日時 別表のとおり</p> <p>6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 入札の無効 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。</p> <p>(1) 入札に参加する資格のない者のした入札</p> <p>(2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札</p> <p>(3) 入札書に記名押印のない入札</p> <p>(4) 入札書に工事件名のない、又は間違のある入札</p> <p>(5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札</p> <p>(6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札</p> <p>(7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札</p> <p>(8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札</p> <p>3 供用を開始する排水施設の位置</p>	<p>(9) 入札金額を訂正した入札</p> <p>(10) その他市長の定める入札条件に違反した入札 なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。</p> <p>8 入札参加申請 入札参加を申請する者は、告示日から平成18年9月6日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。</p> <p>9 入札参加資格の審査及び決定</p> <p>(1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。</p> <p>(2) 入札参加者の決定通知 平成18年9月7日までに入札参加申請者に通知します。</p> <p>10 その他</p> <p>(1) その他の詳細は、入札者心得によります。</p> <p>(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。</p> <p>(3) 問い合わせ先 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市総務部監理課工事入札係 電話 0742-34-4743</p> <p>別表省略</p> <p style="text-align: right;">(平成18年9月1日掲示済)</p> <p><b>奈良市告示第533号</b></p> <p>公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。</p> <p>その関係図書は、平成18年9月1日から2週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。</p> <p style="text-align: center;">平成18年9月1日</p> <p style="text-align: right;">奈良市公共下水道管理者 奈良市長 藤原昭</p> <p>1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日 平成18年9月15日</p> <p>2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域 奈良市三松一丁目、中町、秋篠町、押熊町、菅原町、西大寺高塚町及び四条大路五丁目の各一部</p>
---	---

管渠番号	起 点	終 点
二名第2幹線-24	奈良市三松一丁目821-2	奈良市三松一丁目820
熊取幹線-46	奈良市中町5022-5	奈良市中町5019-2

押熊第2幹線-37	奈良市秋篠町1428-3	奈良市秋篠町1432-3
押熊第2幹線-38	奈良市押熊町651-11	奈良市押熊町714-1
あやめ池南幹線-449	奈良市菅原町307-2	奈良市菅原町306-1
西大寺南幹線-213	奈良市西大寺高塚町1642-1	奈良市西大寺高塚町1642-6
平松幹線-95	奈良市四条大路五丁目101-2	奈良市四条大路五丁目103-1

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称  
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター  
(平成18年9月1日掲示済)

**奈良市告示第534号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年9月1日

奈良市長 藤原昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成18年9月1日
- 3 移動対象区域  
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項  
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。  
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。  
ア 移動費 2,000円  
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先  
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課  
電話0742-34-1111代表  
(平成18年9月1日掲示済)

**奈良市告示第535号**

次の地区の住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）事業完了報告書を国土交通大臣に提出しましたので、公示し、当該報告書を奈良市建設部住宅課において公衆の縦覧に供します。

平成18年9月1日

奈良市長 藤原昭

- 1 地区の名称

紀寺地区

- 2 地区の所在地

奈良市東紀寺町一丁目及び三丁目

- 3 地区の面積

20.2ha

(平成18年9月1日掲示済)

**奈良市告示第536号**

奈良農業振興地域整備計画（農業・農村整備計画）及び都道農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、その案を次のとおり縦覧に供します。

当該農業振興地域整備計画の案について意見がある市民は、平成18年10月4日までに市に意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地所有者、その他その土地に権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成18年10月19日までに市にこれを申し出ることができます。

平成18年9月4日

奈良市長 藤原昭

- 1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間

平成18年9月4日から同年10月4日まで

- 2 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市文化経済部農林課内

(平成18年9月4日掲示済)

**奈良市告示第537号**

なら工藝館条例（平成12年奈良市条例第32号）第3条の3第2項及び第3条の4第2項の規定により、次のとおりなら工藝館の閉館時間を変更し、臨時に休館します。

平成18年9月4日

奈良市長 藤原昭

## 1 閉館時間を変更する期間及び閉館時間

閉館時間を変更する期間	閉館時間
平成18年10月24日から同月29日まで	午後6時
平成18年10月31日から同年11月5日まで	
平成18年11月7日から同月12日まで	

## 2 臨時休館日

平成18年10月20日、同月21日及び同年11月14日  
(平成18年9月4日掲示済)

## 奈良市告示第538号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年9月4日

奈良市長 藤原 昭

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成18年9月4日

## 3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年9月4日掲示済)

## 奈良市告示第539号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成18年9月4日

奈良市長 藤原 昭

名称	所在地	指定年月日
高浜医院	奈良市千代ヶ丘二丁目1-19	平成18年9月1日
なかがわ呼吸器科 アレルギー科医院	奈良市朱雀六丁目20-1 朱雀医療ビル102	平成18年9月1日

(平成18年9月4日掲示済)

## 奈良市告示第540号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成18年9月5日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成18年9月5日掲示済)

## 奈良市告示第541号

次に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同令第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合又は当該異議申立てについての決定があったことを知った日から起算して30日以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に提起することができます。

平成18年9月5日

奈良市長 藤原 昭

住所	氏名	処分年月日
奈良市学園大和町四丁目42番地	脇阪 啓行	平成18年8月28日
奈良市学園大和町四丁目42番地	脇阪 美津子	平成18年8月28日
奈良市藤ノ木台三丁目7番12-2号	脇野 正史	平成18年8月30日

(平成18年9月5日掲示済)

## 奈良市告示第542号

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地図及び簿冊を一般の閲覧に供します。

平成18年9月5日

奈良市長 藤原 昭

## 1 閲覧を実施する者の名称

奈良市

## 2 閲覧地域

奈良市荻町の一部地域

## 3 地図及び簿冊の名称

地籍図、地籍簿

## 4 閲覧期間

平成18年9月5日から平成18年9月25日まで

## 5 閲覧場所

奈良市都祁行政センター業務課（奈良市針町2176番地）

(平成18年9月5日掲示済)		省略 (平成18年9月6日掲示済)
<b>奈良市告示第543号</b>		<b>奈良市告示第546号</b>
奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。		都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
平成18年9月5日 奈良市長 藤原昭		なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。
1 移動理由 自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。		平成18年9月6日 奈良市長 藤原昭
2 移動年月日 平成18年9月5日		1 許可の年月日及び番号 平成18年7月24日 奈良市指令都整開第06A-20号
3 移動対象区域 近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域		2 檢査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成18年9月6日 第1014号
以下省略		3 開発区域に含まれる地域 奈良市西木辻町110番地の6の一部、110番地の10の一部、110番地の12の一部及び110番地の21の一部
(平成18年9月5日掲示済)		4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市西木辻町138番地の10 樋口 豊昭
<b>奈良市告示第544号</b>		(平成18年9月6日掲示済)
奈良市耐震改修計画認定事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。		<b>奈良市告示第547号</b>
平成18年9月6日 奈良市長 藤原昭		奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
奈良市耐震改修計画認定事務取扱要綱の一部を改正する告示		平成18年9月6日 奈良市長 藤原昭
奈良市耐震改修計画認定事務取扱要綱（平成11年奈良市告示第129号）の一部を次のように改正する。		1 移動理由 自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
第1条中「第5条第3項」を「第8条第3項」に改める。 第4条第5号を削り、同条第6号中「配置図、各階平面図、立面図」を「立面図」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とする。		2 移動年月日 平成18年9月6日
第5条及び別記第3号様式中「第7条」を「第10条」に改める。		3 移動対象区域 近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
附 則 この告示は、平成18年9月6日から施行する。		以下省略 (平成18年9月6日掲示済)
(平成18年9月6日掲示済)		
<b>奈良市告示第545号</b>		<b>奈良市告示第548号</b>
国税徴収法（昭和34年法律第147号）第86条第2項の規定に基づく参加差押通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、国税通則法（昭和37年法律第66号）第14条の規定により、次のとおり公示送達します。		奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。
なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。		平成18年9月6日 奈良市長 藤原昭
平成18年9月6日 奈良市長 藤原昭		1 処分の根拠 移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
1 送達をすべき文書 参加差押通知書		2 処分対象自転車等の保管場所
2 送達を受けるべき者		

奈良市大安寺西二丁目288-1	
奈良市自転車等保管施設	
3 処分年月日	
平成18年9月20日	
4 処分対象自転車等の移動年月日	
平成18年6月1日から同月2日まで、同月5日から同月7日まで、同月13日から同月15日まで、同月19日、同月21日から同月23日まで、同月26日から同月28日まで	
	(平成18年9月6日掲示済)

**奈良市告示第549号**

奈良市都市経営戦略会議設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年9月6日

奈良市長 藤原昭

奈良市都市経営戦略会議設置要綱の一部を改正する告示

奈良市都市経営戦略会議設置要綱（平成18年奈良市告示第203号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「10人以内」を「12人以内」に改める。

第6条第6項中「戦略会議の委員長」を「部会長があらかじめ指名する部会員」に改める。

**附 則**

この告示は、平成18年9月6日から施行する。

(平成18年9月6日掲示済)

**奈良市告示第550号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年9月7日

奈良市長 藤原昭

1 許可の年月日及び番号

平成18年6月5日 奈良市指令都整開第06A-12号

2 檢査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成18年9月7日 第1015号

(2) 公共施設 平成18年9月7日 第446号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市三松四丁目908番地の9の一部、910番地の2の一部、912番地の2、919番地の1、920番地の1の一部、920番地の3、921番地の2、924番地の1、925番地の4、926番地の2、5055番地の一部及び5056番地

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県生駒市東生駒1丁目32番地

大陽興産株式会社

代表取締役 桑原富夫

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市三松四丁目910番地の2の一部、912番地の2

の一部、919番地の1、920番地の1の一部、920番地の3、921番地の2、924番地の1、925番地の4、926番地の2及び5056番地の一部

**(2) 下水道**

奈良市三松四丁目910番地の2の一部、912番地の2の一部、919番地の1の一部、924番地の1の一部、926番地の2の一部及び5056番地の一部

**(3) 公園**

奈良市三松四丁目908番地の9の一部、910番地の2の一部、5055番地の一部及び5056番地の一部

**(4) 水路敷**

奈良市三松四丁目910番地の2の一部  
(平成18年9月7日掲示済)

**奈良市告示第551号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年9月7日

奈良市長 藤原昭

**1 移動理由**

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

**2 移動年月日**

平成18年9月7日

**3 移動対象区域**

近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年9月7日掲示済)

**奈良市告示第552号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年9月8日

奈良市長 藤原昭

**1 移動理由**

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

**2 移動年月日**

平成18年9月8日

**3 移動対象区域**

近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年9月8日掲示済)

**奈良市告示第553号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成18年9月8日 奈良市長 藤原昭		年奈良市告示第159号)の一部を次のように改正し、平成18年9月12日から施行します。 平成18年9月12日 奈良市長 藤原昭 第1項第2号中「第69条第2項」を「第109条第2項」に改める。 (平成18年9月12日掲示済)												
申請者住所	奈良市大宮町六丁目1番1号 新大宮駅前ビル2F													
申請者氏名	株式会社 興和不動産住宅 代表取締役 栗栖 耕作													
道路の位置	奈良市三条町561番地の7の一部													
道路の幅員	最大4.2m 最小4.2m													
道路の延長	23.37m													
指定年月日	平成18年9月8日													
指定番号	第18009号													
(平成18年9月8日掲示済)														
<b>奈良市告示第554号</b> 住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を次のように定めたので、同条第3項の規定により告示します。 平成18年9月11日 奈良市長 藤原昭														
1 実施区域 別図のとおり	奈良市市民生活部市民課において閲覧に供します。	(平成18年9月12日掲示済)												
2 実施期日 平成18年9月25日														
3 住居表示の方法 街区方式														
4 街区符号及び住居番号については、実施期日以降、奈良市市民生活部市民課において閲覧に供します。														
別図省略														
(平成18年9月11日掲示済)														
<b>奈良市告示第555号</b> 奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成18年9月11日 奈良市長 藤原昭														
1 移動理由	自転車等放置禁止区域に放置されていたため。	(平成18年9月12日掲示済)												
2 移動年月日														
3 移動対象区域														
以下省略														
(平成18年9月11日掲示済)														
<b>奈良市告示第556号</b> 奈良市屋外広告物条例に規定する地域等の指定(平成14														
<b>奈良市告示第557号</b> 生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。 平成18年9月12日 奈良市長 藤原昭														
<table border="1"><thead><tr><th>指定施術者の氏名</th><th>廃止した施術の種類</th><th>廃止年月日</th></tr><tr><th>施術所の名称</th><th>施術所の所在地</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>東 敏明</td><td></td><td></td></tr><tr><td>にこにこ鍼灸整骨院 (東 敏明)</td><td>奈良県奈良市都祁吐山町20 94</td><td>柔道整復 平成18年6月15日</td></tr></tbody></table> (平成18年9月12日掲示済)			指定施術者の氏名	廃止した施術の種類	廃止年月日	施術所の名称	施術所の所在地		東 敏明			にこにこ鍼灸整骨院 (東 敏明)	奈良県奈良市都祁吐山町20 94	柔道整復 平成18年6月15日
指定施術者の氏名	廃止した施術の種類	廃止年月日												
施術所の名称	施術所の所在地													
東 敏明														
にこにこ鍼灸整骨院 (東 敏明)	奈良県奈良市都祁吐山町20 94	柔道整復 平成18年6月15日												
<b>奈良市告示第558号</b> 都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。 平成18年9月12日 奈良市長 藤原昭														
1 許可の年月日及び番号	平成15年3月14日 奈良市指令都整開第02A-17号	(平成18年9月12日掲示済)												
2 檢査済証の交付年月日及び番号														
3 開発区域に含まれる地域														
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名														
以下省略														
(平成18年9月12日掲示済)														
<b>奈良市告示第559号</b> 都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。														

## 奈良市公報

第213号

平成18年10月1日  
(日曜日)

平成18年9月12日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号  
平成15年3月14日 奈良市指令都整開第02A-18号
- 2 檢査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成18年9月12日 第1017号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市中ノ川町975番地の8の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良県奈良市鹿野園町520  
吉本 徳子

(平成18年9月12日掲示済)

## 奈良市告示第560号

平成18年奈良市議会9月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成18年9月12日

奈良市長 藤原 昭

- 1 平成18年度奈良市一般会計補正予算(第2号)
- 2 平成18年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 3 平成18年度奈良市老人保健特別会計補正予算(第2号)

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

4 平成18年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

5 平成18年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第1号)

6 平成18年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)

7 平成18年度奈良市一般会計補正予算(第3号)

別紙

平成18年度奈良市一般会計補正予算(第2号)

平成18年度奈良市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23,145,725千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133,897,483千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 13,416,490	千円 12,900	千円 13,429,390
	2 国庫補助金	1,516,923	12,900	1,529,823
16 県支出金		3,245,708	2,450	3,248,158
	2 県補助金	807,183	2,450	809,633
18 寄附金		560	2,000	2,560
	1 寄附金	560	2,000	2,560
20 繰越金		153	168,375	168,528
	1 繰越金	153	168,375	168,528
21 諸収入		2,202,456	72,000	2,274,456
	4 雑入	444,294	72,000	516,294
22 市債		10,271,300	22,888,000	33,159,300
	1 市債	10,271,300	22,888,000	33,159,300
歳 入 合 計		110,751,758	23,145,725	133,897,483

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 12,423,407	千円 168,350	千円 12,591,757
	1 総務管理費	8,823,391	57,350	8,880,741
	2 企画費	1,837,585	1,000	1,838,585
	3 徴税費	1,139,317	110,000	1,249,317
3 民生費		37,669,709	71,920	37,741,629
	1 社会福祉費	15,377,559	53,633	15,431,192
	2 児童福祉費	11,855,664	18,287	11,873,951
4 衛生費		11,833,864	95,224	11,929,088
	1 保健衛生費	1,604,639	20,000	1,624,639
	2 保健所費	2,346,285	75,224	2,421,509
9 土木費		13,407,020	37,200	13,444,220
	1 土木管理費	181,949	800	182,749
	2 道路橋梁費	2,500,077	40,000	2,540,077
	4 都市計画費	9,543,370	△3,600	9,539,770
11 教育費		11,639,127	2,000	11,641,127
	4 高等学校費	914,005	2,000	916,005
13 公債費		15,279,254	22,771,031	38,050,285
	1 公債費	15,279,254	22,771,031	38,050,285
歳出合計		110,751,758	23,145,725	133,897,483

第2表 債務負担行為補正

## 1 追加分

事項	期間	限度額
老春バス優待乗車事業費	平成18年度から 平成19年度まで	千円 平成18年度において発行する優待乗車証にかかる平成19年4月から9月分相当額
学校校舎使用料	平成18年度から 平成23年度まで	44,500

## 第3表 地方債補正

## 1 追加分

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
借換	千円 22,770,100	普通貸借 又は 債券発行	% 5.0以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

## 2 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
庁舎等施設整備事業	千円 9,500	千円 27,500
臨時財政対策	3,100,000	3,199,900
計	10,271,300	10,389,200

平成18年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号)

平成18年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,419,

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 療養給付費 金		千円 5,021,415	千円 235,072	千円 5,256,487
	1 療養給付費 金	5,021,415	235,072	5,256,487
7 共同事業 金		500,000	1,184,600	1,684,600
	1 共同事業 金	500,000	1,184,600	1,684,600
歳 入 合 計		28,241,000	1,419,672	29,660,672

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 共同事業 金		千円 570,830	千円 1,184,600	千円 1,755,430
	1 共同事業 金	570,830	1,184,600	1,755,430
9 諸支出金		20,000	235,072	255,072
	1 還付及び 附加算金	20,000	235,072	255,072
歳 出 合 計		28,241,000	1,419,672	29,660,672

平成18年度奈良市老人保健特別会計補正予算(第2号)

平成18年度奈良市の老人保健特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,860千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,654,556千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

#### 第1表 歳入歳出予算補正

##### 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		8,005,896 千円	5,860 千円	8,011,756 千円
	1 国庫負担金	7,994,304	5,860	8,000,164
歳 入 合 計		27,648,696	5,860	27,654,556

##### 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸支出金		千円 一	千円 5,860	千円 5,860
	1 債還金	—	5,860	5,860
歳 出 合 計		27,648,696	5,860	27,654,556

(註) 「第3款 繰上充用金」を「第4款 繰上充用金」に改める。

平成18年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

平成18年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ66,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,431,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

#### 第1表 歳入歳出予算補正

##### 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 87,600	千円 32,600	千円 120,200
	1 国庫補助金	81,000	37,000	118,000
	2 国庫交付金	6,600	△4,400	2,200
3 繰入金		970,200	△3,600	966,600
	1 繰入会計金	970,200	△3,600	966,600
4 市債		286,000	37,000	323,000
	1 市債	286,000	37,000	323,000
歳 入 合 計		1,365,800	66,000	1,431,800

## 奈良市公報

平成18年10月1日  
(日曜日)

第213号

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 西大寺駅南地区土地地区画整理事業費		千円 421,000	千円 36,000	千円 457,000
	1 西大寺駅南地区土地地区画整理事業費	421,000	36,000	457,000
3 JR奈良駅南地区土地地区画整理事業費		137,200	30,000	167,200
	1 JR奈良駅南地区土地地区画整理事業費	137,200	30,000	167,200
歳出合計		1,365,800	66,000	1,431,800

第2表 地方債補正

## 1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
西大寺駅南地区 土地地区画整理事業	千円 266,000	千円 288,000
JR奈良駅南地区 土地地区画整理事業	20,000	35,000
計	286,000	323,000

平成18年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第1号)

平成18年度奈良市の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ167,912

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		千円 —	千円 167,912	千円 167,912
	1 繰越金	—	167,912	167,912
歳入合計		16,631,200	167,912	16,799,112

(註)「第8款 諸収入」を「第9款 諸収入」に改める。

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		千円 1,721	千円 167,912	千円 169,633
	1 債還金及び 還付加算金	1,721	167,912	169,633
歳出合計		16,631,200	167,912	16,799,112

## 平成18年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成18年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成18年度奈良市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条本文括弧書中「不足する額2,773,000千円」を「不足する額2,774,100千円」に、「過年度分損益勘定留保資金579,832千円」を「過年度分損益勘定留保資金650,316千円」に、「当年度分損益勘定留保資金2,147,499千円」を「当年度分損益勘定留保資金2,078,115千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的 収 入	1,716,000千円	89,900千円	1,805,900千円
第1項 企 業 債	330,000千円	89,900千円	419,900千円
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的 支 出	4,489,000千円	91,000千円	4,580,000千円
第5項 企業債償還金 (企業債)	1,045,923千円	91,000千円	1,136,923千円

第3条 予算第5条を次のように改める。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
配水施設整備費、施設費及び配水施設改良費に充当	千円 330,000		5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
公営企業借換債	89,900	証書借入		

## 平成18年度奈良市一般会計補正予算(第3号)

平成18年度奈良市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ43,000

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰 越 金		千円 168,528	千円 43,000	千円 211,528
	1 繰 越 金	168,528	43,000	211,528
歳 入 合 計		133,897,483	43,000	133,940,483

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 37,741,629	千円 43,000	千円 37,784,629
	1 社 会 福 祉 費	15,431,192	43,000	15,474,192
歳 出 合 計		133,897,483	43,000	133,940,483

## 奈良市公報

平成18年10月1日  
(日曜日)

第213号

(平成18年9月12日掲示済)

## 奈良市告示第561号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成18年9月13日

奈良市長 藤原昭

申請者住所	奈良市四条大路三丁目3番28-4号
申請者氏名	轟木 雅晃
道路の位置	奈良市神殿町465番地の1の一部
道路の幅員	最大4.50m 最小4.50m
道路の延長	34.95m
指定年月日	平成18年9月13日
指定番号	第18005号

(平成18年9月13日掲示済)

## 奈良市告示第562号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年9月13日

奈良市長 藤原昭

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成18年9月12日

## 3 移動対象区域

JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年9月13日掲示済)

## 奈良市告示第563号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年9月13日

奈良市長 藤原昭

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成18年9月13日

## 3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成18年9月13日掲示済)

## 奈良市告示第564号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年9月14日

奈良市長 藤原昭

## 1 許可の年月日及び番号

平成18年3月27日 奈良市指令都整開第05A-56号

平成18年8月24日 奈良市指令都整開第05A-56-1号

## 2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成18年9月14日 第1018号

(2) 公共施設 平成18年9月14日 第447号

## 3 開発区域に含まれる地域

奈良市敷島町一丁目542番地の3、542番地の23、542番地の24、542番地の25及び542番地の26

## 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都府京田辺市薪貝元46番地

有限会社 匠建

代表取締役 大本 修司

## 5 公共施設の種類、位置及び区域

## (1) 道路

奈良市敷島町一丁目542番地の3

## (2) 下水道

奈良市敷島町一丁目542番地の3

(平成18年9月14日掲示済)

## 奈良市告示第565号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年9月14日

奈良市長 藤原昭

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	さくらヶアサービスス	奈良市大宮町4-258-5	有限会社グラスルーツ	
新	さくらヶアサービスス	奈良市恋の窪二丁目1-8徳丸ビル202	有限会社グラスルーツ	平成18年8月4日

(平成18年9月14日掲示済)

## 奈良市告示第566号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年9月14日

奈良市長 藤原昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日		
名称	所在地				
開設者					
名称	主たる事務所の所在地				
さくらケアサービス	奈良市恋の窪二丁目1-8徳丸ビル202	居宅 特定福祉用具販売 介護予防 特定介護予防福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与	平成18年9月1日 平成18年9月1日 平成18年9月1日		
有限会社グラスルーツ	奈良県奈良市恋の窪二丁目1-8徳丸ビル202				
高浜医院	奈良市千代ヶ丘二丁目1-19	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護	平成18年9月1日 平成18年9月1日 平成18年9月1日 平成18年9月1日 平成18年9月1日		
高濱 靖					
高浜医院	奈良市千代ヶ丘二丁目1-19	介護予防 訪問リハビリテーション	平成18年9月1日		
高濱 靖					
介護老人保健施設 秋篠	奈良市秋篠町1432-1	居宅 通所リハビリテーション 居宅 短期入所療養介護 介護予防 短期入所療養介護	平成18年9月1日 平成18年9月1日 平成18年9月1日		
医療法人泰山会	大阪市北区中崎三丁目3-40	施設 介護老人保健施設 介護予防 通所リハビリテーション	平成18年9月1日 平成18年9月1日		

(平成18年9月14日掲示済)

## 奈良市告示第567号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年9月14日

奈良市長 藤原昭

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日		
名称	所在地				
開設者					
名称	主たる事務所の所在地				
ウェルファー関西	奈良市西大寺東町一丁目6-24	居宅 福祉用具貸与	平成18年8月31日		
ウェルファー関西有限会社	奈良県奈良市西大寺東町一丁目6-24	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成18年8月31日		
ディホーム未来家（みらいはうす）	奈良市西大寺東町一丁目6-24	居宅 訪問介護	平成18年8月31日		
ウェルファー関西有限会社	奈良県奈良市西大寺東町一丁目6-24	居宅 通所介護	平成18年8月31日		

(平成18年9月14日掲示済)

**奈良市告示第568号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年9月14日

奈良市長 藤原 昭

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成18年9月14日

## 3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年9月14日掲示済)

**奈良市告示第569号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年9月14日

奈良市長 藤原 昭

## 1 許可の年月日及び番号

平成18年7月28日 奈良市指令都整開第06A-22号

## 2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成18年9月14日 第1019号

## 3 開発区域に含まれる地域

奈良市三碓五丁目1814番地の9及び1814番地の2の一部

## 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市三碓五丁目4-6

猪上 淳巳

(平成18年9月14日掲示済)

**奈良市告示第570号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成18年9月15日

奈良市長 藤原 昭

## 1 入札に付する事項

東部第1地区管路施設工事（大柳生）11工区（単独）  
ほか12件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成18年度において本市が発注する建設工事の請負

契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。  
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

## 3 設計図書等を示す日時及び場所

## (1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 場所

告示日から平成18年9月21日までは入札控室、同月22日以降は監理課窓口

## 4 入札の場所

奈良市役所入札室

## 5 入札の日時

別表のとおり

## 6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

## 7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
  - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
  - (3) 入札書に記名押印のない入札
  - (4) 入札書に工事件名のない、又は間違のある入札
  - (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
  - (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
  - (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
  - (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
  - (9) 入札金額を訂正した入札
  - (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

## 8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成18年9月21日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後

1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

#### 9 入札参加資格の審査及び決定

##### (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

##### (2) 入札参加者の決定通知

平成18年9月22日までに入札参加申請者に通知します。

#### 10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

##### (3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課工事入札係

電話 0742-34-4743

別表省略

(平成18年9月15日掲示済)

#### 奈良市告示第571号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年9月15日

奈良市長 藤原 昭

#### 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

#### 2 移動年月日

平成18年9月15日

#### 3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年9月15日掲示済)

## 公 営 企 業

#### 奈良市水道局告示第27号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。)第2条の規定により公告します。

平成18年9月1日

奈良市水道事業管理者

中尾一郎

#### 1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内下狭川町地内他4件(工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成18年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

#### 3 設計図書等を示す日時及び場所

##### (1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

##### (2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

#### 4 入札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

#### 5 入札の日時

別表のとおり

#### 6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

#### 7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札

(3) 入札書に記名押印のない入札

(4) 入札書に工事件名のない、又は間違のある入札

(5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

(6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札

(7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札

(8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札

(9) 入札金額を訂正した入札

(10) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

#### 8 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 平成18年9月14日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
  - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
  - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
  - エ 入札書に記名押印のない入札
  - オ 入札金額を訂正した入札
  - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
  - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
  - ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

## 9 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成18年9月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

## 10 入札参加資格の審査及び決定

## (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

## (2) 入札参加者の決定通知

平成18年9月7日までに入札参加申請者に通知します。

## 11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

## (3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1  
奈良市水道局業務部経理課入札係  
電話 0742-34-5200（内線）223

## 別表省略

（平成18年9月1日掲示済）

## 奈良市水道局告示第28号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成18年9月8日

奈良市水道事業管理者

中尾一郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
有限会社アクア工房	取締役 奥村俊也	京都府城陽市寺田宮ノ谷29番地の164	平成18年9月6日

（平成18年9月8日掲示済）

## 奈良市水道局告示第29号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成18年9月15日

奈良市水道事業管理者  
中尾一郎

名称	代表者氏名	所在地	届出日
今章工務店	今西 章郎	奈良市都祁白石町921番地	平成18年9月13日

（平成18年9月15日掲示済）

## 奈良市水道局告示第30号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成18年9月15日

奈良市水道事業管理者  
中尾一郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社フジヒサFJ	代表取締役 久保進	大阪府大阪市北区中之島五丁目3番101号正宗中之島ビル3階	平成18年9月12日

（平成18年9月15日掲示済）

## 奈良市水道局告示第31号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。）第2条の規定により公告します。

平成18年9月15日

奈良市水道事業管理者  
中尾一郎

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内米谷町地内他3件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）
2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(1) 平成18年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。 ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
3 設計図書等を示す日時及び場所
(1) 日時 告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
(2) 場所 水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー
4 入札の場所 水道局 4階 大会議室（北側）
5 入札の日時 別表のとおり
6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
7 郵便入札を除く入札の無効 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
(1) 入札に参加する資格のない者のした入札
(2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
(3) 入札書に記名押印のない入札
(4) 入札書に工事件名のない、又は間違がある入札
(5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
(6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
(7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
(8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
(9) 入札金額を訂正した入札
(10) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札 なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることできません。
8 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
(2) 入札書の到達期限 平成18年9月28日
(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
(4) 郵便入札の無効
ア 入札に参加する資格のない者のした入札
イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
エ 入札書に記名押印のない入札
オ 入札金額を訂正した入札
カ 入札書に工事件名のない、又は間違がある入札
キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
9 入札参加申請 入札参加を申請する者は、告示日から平成18年9月21日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。
10 入札参加資格の審査及び決定
(1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後ににおいて、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
(2) 入札参加者の決定通知 平成18年9月22日までに入札参加申請者に通知します。
11 その他
(1) その他の詳細は、入札者心得によります。
(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
(3) 問い合わせ先 奈良市法華寺町264番地1 奈良市水道局業務部経理課入札係 電話 0742-34-5200（内線）223
別表省略
(平成18年9月15日掲示済)
<b>消 防</b>
奈良市消防局長訓令甲第5号
全職員
奈良市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成18年9月13日

奈良市消防局長 佐賀勝彦

奈良市消防署の組織に関する規程の一部を改正する  
訓令

奈良市消防署の組織に関する規程（昭和58年奈良市消防  
長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

別表奈良市西消防署富雄出張所の項中「帝塚山南五丁目」  
の次に「、帝塚山西一丁目、帝塚山西二丁目」を加える。

## 附 則

この訓令は、平成18年12月4日から施行する。

(平成18年9月13日掲示済)

**教育委員会****奈良市教育委員会告示第17号**

平成18年9月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成18年9月14日

奈良市教育委員会

委員長 植松滋子

## 1 日時

平成18年9月21日（木）

午前10時から

## 2 場所

奈良市役所北棟3階 教育委員会室

## 3 会議に付すべき事件

## 1 教育長報告

- (1) 人事について
- (2) 平成18年度9月補正予算要求内示について
- (3) 平成18年度「なら教育の日」「なら教育週間」について
- (4) 青少年フェスティバルについて
- (5) 第39回奈良市民スポーツのつどいの開催について
- (6) 退職されました奈良市スポーツ振興審議会委員への特別感謝状贈呈について
- (7) 奈良市スポーツ賞 特別賞の贈呈について

## 2 議事

議案第32号 奈良市立小学校通学区域の一部改正について

議案第33号 奈良市市費支弁教員の懲戒処分に関する指針の制定について

議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について

## 3 その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について  
9月～10月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成18年9月14日掲示済)

**選挙管理委員会****奈良市選挙管理委員会告示第48号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、平成18年9月1日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成18年9月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田勝二

## 1 抹消年月日

平成18年9月2日

## 2 抹消した者の氏名等

別冊のとおり

別冊省略

(平成18年9月2日掲示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第49号**

平成18年9月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項、第5条第15項及び第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成18年9月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田勝二

50分の1の数 6,028人

6分の1の数 50,230人

3分の1の数 100,459人

(平成18年9月2日掲示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第50号**

平成18年9月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成18年9月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田勝二

奈良選挙区 98,199人

月ヶ瀬選挙区 515人

都祁選挙区 1,746人

(平成18年9月2日掲示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第51号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号の規定により、平成18年9月1日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成18年9月2日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田勝二

- 1 抹消年月日  
平成18年9月2日  
2 抹消した者の氏名等  
別紙のとおり  
別紙省略

(平成18年9月2日掲示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第52号**

平成19年度検察審査員候補者の予定者を選定するためのくじを行う日時、場所及びそのくじの方法を次のとおり定めます。

平成18年9月15日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田勝二

日 時	平成18年9月25日 午前10時00分
場 所	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟3階 第15会議室
くじの方法	奈良市検察審査員候補者選定規程(昭和52年奈良市選挙管理委員会告示第9号)の定めるところによる。

(平成18年9月15日掲示済)

**農業委員会**

**奈良市農業委員会告示第21号**

奈良市農業委員会平成18年9月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成18年9月5日

奈良市農業委員会  
農地部会長 奥谷勝紀  
記

- 1 日時  
平成18年9月14日(木)午前9時00分  
2 場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟6階 第22会議室  
3 審議案件  
(1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条、第5条及び第20条に関する許可申請及び届出について  
(2) 農地法施行規則第5条第1号に該当する転用の届出について  
(3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について  
(4) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明

について

- (5) 水田利用転換届出について  
(6) 許可・受理の取消しについて  
(7) 知事許可について(8月許可分)  
(8) 非農地証明について(8月分)  
(平成18年9月5日掲示済)

**議会**

**奈良市議会告示第15号**

平成18年9月5日の議会定例会において、次のとおり議会運営委員会の委員を選任しました。

平成18年9月6日

奈良市議会議長  
和田晴夫

柿本元気  
矢野兵治

(平成18年9月6日掲示済)

**奈良市議会告示第16号**

平成18年9月5日の議会定例会において、次のとおり議会常任委員会の委員の所属を変更しました。

平成18年9月6日

奈良市議会議長  
和田晴夫

委員氏名	新	旧
横井健二	厚生委員会	総務水道委員会

(平成18年9月6日掲示済)

**奈良市議会告示第17号**

平成18年9月5日、奈良市議会だより編集委員会の委員に中西吉日出が就任しました。

平成18年9月6日

奈良市議会議長  
和田晴夫  
(平成18年9月6日掲示済)

**奈良市議会告示第18号**

平成18年9月5日、奈良市議会情報公開審査会の委員に三浦教次が就任しました。

平成18年9月6日

奈良市議会議長  
和田晴夫  
(平成18年9月6日掲示済)